

## 佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緊急経済対策の一環として佐世保市内の中小企業者が自社製品の新たな販路開拓を行う事業に対して、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助し、九州圏外の新たな販路開拓を円滑に進め中小企業者の受注競争力の強化を図り、本市経済の活性化に寄与することを目的として実施する佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 地場企業者 市内に主たる事業所を有し、製造業を営む中小企業者（補助対象者）

第3条 補助対象者は、前条第2号に規定する地場企業者とする。

### (補助金の補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う事業に必要な経費で、補助対象経費、補助率等は別表のとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (対象期間)

第5条 この補助事業の対象期間は、令和2年10月1日から令和4年3月10日までとする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な応じて次に掲げる書類を添えて、受注契約後に市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 市税に滞納がないことを証明する納税証明書
- (3) 直近の貸借対照表及び損益計算書

- (4) 定款の写し
- (5) 納品先の住所及び納品物が確認できる資料の写し
- (6) 輸送費の見積書等所要見込み額が確認できる資料の写し
- (7) 過去半年間の取引先が確認できる資料
- (8) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときには、市の予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときには、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知しなければならない。

(補助金申請の取下げ)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容これに付した条件に不服があるときは、補助金の申請の取下げをすることができ、補助金交付決定通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が補助金を他の目的へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件又はその他法令等に違反したときは、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 役員等（補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第

1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 市長は、第1項又は前項の規定により補助金の決定を取り消した場合は、規則第15条第5項の規定により、交付決定取消通知書により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業の内容の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、規則第9条第2項第1号の規定により、変更承認申請書(様式第4号)を実績報告前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助額の変更が20パーセント以内の減額の場合

(2) 補助事業の完了時期について、年度を越えずに変更をする場合

2 市長は、前項の申請があった場合は、その適否を認定の上、計画変更決定通知書(様式第5号)を補助事業者へ通知しなければならない。

(事業中止の申請)

第12条 補助事業者は、事業の遂行が困難となったため事業を中止するときは、規則第9条第2項第2号の規定により、速やかに中止申請書(様式第6

号) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により中止の承認をしたときは、市長は、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業完了後20日以内に補助事業実績報告書(様式第7号)に補助事業実績書(様式第8号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条第1項の規定により、精算払請求書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(書類の保管義務)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、市長から請求があった場合は、速やかに前項の書類を提示しなければならない。

(様式の特例)

第17条 第6条に規定する補助金交付申請書、第13条に規定する補助事業実績報告書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助事業については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助率、補助上限額等
<p>補助対象者が自社製造品を九州圏外の新たな取引先へ納品する際に、他社輸送（他社の輸送業者等による輸送）に係る輸送コスト。ただし消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p>	<p><b>【補助率】</b> 2分の1以内</p> <p><b>【補助上限額】</b> 400万円以内</p> <p><b>【申請回数】</b> 補助上限額内であれば、複数回の申請を可能とする。</p> <p><b>【条件】</b></p> <p>① 製品の納品先が、過去半年以上取引がない取引先又は新規取引先であること。</p> <p>② 補助金申請額が10万円以上であること。</p> <p>③ 最初に納品した日から1年以内は補助の対象とする。</p> <p>④ 納品する製品については、新製品・既存製品のいずれも対象とする。</p>